

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和5年2月14日(火)

開会 9時30分

閉会 10時47分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、富樫健二委員

欠席委員 栗須百合香委員

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 上村和弘

次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、

次長(育成支援・社会教育担当) 中川実、次長(研修担当) 水野和久

教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆

教育財務課 課長 石井紳一郎、課長補佐兼班長 飛鳥井清司

教職員課 課長 野口慎次、班長 水谷匡利、班長 松島克幸、

班長 若宮一哉、主幹 山本充

福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 坂口浩二、班長 榊田裕一

5 議題件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第64号 職員の懲戒処分について	原案可決
議案第65号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第66号 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則案	原案可決
議案第67号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第11号)(教育委員会関係)について	原案可決

6 報告題件名

報告 1 令和 5 年度三重県職員（機関士・航海士）採用
選考試験の結果について

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 4 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（1 月 2 7 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

富樫委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 6 4 号は人事に関するため、議案第 6 7 号は県議会提出前であるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、審議後の事務手続きの都合上、非公開の議案第 6 4 号を審議し、公開の議案第 6 5 号、第 6 6 号を審議した後、公開の報告 1 の報告を受け、非公開の議案第 6 7 号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 6 4 号 職員の懲戒処分について（非公開）

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 6 5 号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第 6 6 号 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則案（公開）

議案第 6 5 号及び議案第 6 6 号は、関連する内容であるため一括して審議することを決定する。

（青木福利・給与課長説明）

議案第 6 5 号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改

正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年2月14日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ以降が規則改正案となっておりますが、8ページの規則案要綱をご覧ください。

「1 改正理由」公立学校職員の給与に関する条例に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を整備する。「2 改正内容」(1)給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正する。(2)その他規定を整備する。「3 施行期日」令和5年4月1日から施行する。

1ページに戻っていただきまして、改正規則案ですけれども、新旧対照表中の第22条第2項につきましては、教諭の級である2級から教頭の級である3級に昇格する場合、2級と3級の間に主幹教諭等の級である特2級がございますが、これを経ることなく、直接2級から3級に昇格させるという規定で、現行の取扱いを規定に明文化させていただくものでございます。第23条第2項につきましては、降格時の取扱いを同様に規定するものとなっております。

1ページ左から5ページにかけての別表第7の昇格時号給対応表と5ページから7ページにかけての別表第8の降格時号給対応表の改正につきましては、先般12月の条例改正により、令和5年4月1日に改定される給料表におきまして、若年層を中心とした引上げを行った結果、対応する号給に変更が生じたことから改正するものでございます。

(青木福利・給与課長説明)

議案第66号 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則案

令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年2月14日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ以降が規則案となっておりますけれども、こちらも4ページの規則案要綱をご覧ください。

「1 制定理由」公立学校職員の給与に関する条例に基づき、令和四年改正給与条例

附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則を制定する。「2 制定内容」令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定に基づき、給料表の改定に伴い新たに受ける給料月額が令和5年4月1日（以下「切換日」という）の前日に受けていた給料月額に達しない職員に対して、経過措置として支給する給料（以下「経過措置額」という）に関し、切換日の前日に受けていた給料月額を算定基礎額としない場合や、切換日以降の採用者に経過措置額を支給する場合の取扱いその他所要の事項を定める。「3 施行期日」令和5年4月1日から施行する。

今回の改正につきまして、先般12月に改正されました給与条例の規定を受けた規則の制定となっております。内容につきましては、令和5年4月の世代間の給与配分の適正化を目的とした給料表改定に伴いまして、給料月額が引下げとなる職員に対して、その差額を支給する経過措置額に係る規定となっております。

1ページ以降が規則案となっておりますけれども、内容が多岐に渡っておりますので、主な規定を中心に説明させていただきます。1ページの第2条は、条例規定の経過措置の対象から除外される職員を定める規定となっております。1ページ左の第3条は、経過措置額が支給される職員との権衡上支給する職員を定める規定となっております。

この23条それぞれいくつかのケースを規定しておりますけれども、主な例で説明をさせていただきますと、第2条の除外職員として、4月1日以降に育児短時間勤務が終了した職員につきまして、条例規定の経過措置額の支給対象から除外をした上で、第3条の権衡職員としまして、3月31日に育児短時間勤務をしていて、勤務時間に応じて低い給料となっておりますけれども、その職員が4月1日以降に育児短時間勤務を終了した場合は、3月31日の時点で育児短時間勤務をしていなかったものと取り扱って、その差額を経過措置額として支給するという規定となっております。

第4条につきましては、国や他の地方公共団体の職員が人事交流等により、引き続き、三重県の公立学校職員となった場合に、職員と同様に経過措置額を支給する規定となっております。説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第65号及び第66号はいかがでしょうか。

富樫委員

1ページの表で前と後を比較すると、例えば59号給というところを見ると前が34で後が33ですが、額が下がるっていう意味合いなのか。改正によって若年層の昇給幅を上げるっていう話があったかと思うんですけど、34が33ですとか下の方を見ると45が43に下がっているっていうのはそういうふうに見ると。

青木課長

従前ですと1級の59号にいた方が34号に上がってたんですけども、改正後につきましては、59号の方が33号になるという読み方があります。

教育長

給料月額が下がるのかどうかという意味。

青木課長

給料表の号給は下がる形になるんですけども、今回若年層を大幅に引き上げたことから、号給は下がってるんですけども、金額が上がるといって、対応号給が改正されるものです。基本的な考え方で言いますと、1級上に行く時には直近上位の額の号給に行くんですけども、直近上位の額が大幅に上がったことで、従来34号だったものが33号に変わったという改正になります。

富樫委員

分かりました。

教育長

2級に在職する教諭の方が、今回の給与表の改正で一定額ベースアップがされたということですよ。

青木課長

1級の方もそうです。

教育長

その人が教頭に昇任したら、教頭は3級になるわけですよ。そうすると、これまでよりも3級の教頭でもらう給料月額が今までよりも上がるってことですか。

青木課長

3級の昇格対応は今回の改正対象外になっております。今回の4月1日の世代間配分の改正では高齢層が若干引き下げとなっておりますので、今回対応が大きく変わるのとは若年層で大幅に引き上げた号給の直近上位の給料額が大幅に引き上がりましたもので、その下の33号も大幅に引き上がってますので、直近上位が変わったというのが今回の昇格時対応号級表の改正になっております。

富樫委員

教員のなり手が少ないっていう状況で、給料額が上がってるんだということですね。

青木課長

給料表の改正自体は三重県人事委員会の勧告に基づくんですけども、三重県は最近給料表を改正しておりませんでしたので、その間に国家公務員よりちょっと低くなったり近隣の県より低くなったりしてましたので、来年の4月1日にそれを見据えて大幅に引き上げたという背景がございます。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・報告事項

報告1 令和5年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について（公開）
（野口教職員課長説明）

報告1 令和5年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について
令和5年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年2月14日提出 三重県教育委員会事務局教職員課長

次のページをお願いします。試験は1月8日に行い、試験内容は教養や作文、人物試験、適性検査について実施させていただきました。

その結果ですが、機関士は2名採用見込みのところ、申込者が1名で合格者が1名。それから、航海士ですが、こちらの方は採用見込みが1名だったんですが、申込者2名で受験者2名のところ、基準まで達しなくて合格者数が0となりました。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第67号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第11号）（教育委員会関係）について（非公開）

石井教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言